

# HPV(ヒトパピローマウイルス)

## 1 接種の対象者、接種回数及び接種方法

### ① 9価ワクチン(シルガード9) ※2回接種

区分	対象者	標準的接種間隔	法定接種間隔
1回目	【定期接種】福山市に住民票がある小学6年生～高校1年生に相当する年齢の女子で、1回目を15歳未満で接種した人	—	—
2回目		1回目接種から6か月後	1回目接種から5か月以上

### ② 9価ワクチン(シルガード9) ※3回接種

区分	対象者	標準的接種間隔	法定接種間隔
1回目	【定期接種】福山市に住民票がある小学6年生～高校1年生に相当する年齢の女子で、1回目を15歳以上で接種した人	—	—
2回目		1回目接種から2か月後	1回目接種から1か月以上
3回目		1回目接種から6か月後	2回目接種から3か月以上

#### 【対象者】

2010年(平成22年)4月2日～2015年(平成27年)4月1日生まれの女子

※ 標準的接種間隔での接種ができない場合、法定接種間隔で接種を行うこと。

※ 9価HPVワクチン(1回目を15歳未満で接種した場合)について、2回目の接種が初回接種から5か月未満であった場合、3回目の接種を実施すること。この場合、9価HPVワクチン3回目の接種は2回目の接種から少なくとも3か月以上の間隔を置いて実施すること。

※ 2価HPVワクチンまたは4価HPVワクチンで接種を開始し、9価HPVワクチンで接種を完了する場合は、9価HPVワクチンの接種方法に合わせ、1回目と2回目の間隔を1か月以上、2回目と3回目の間隔を3か月以上空けて接種する。

※ 過去に接種歴があり、長期にわたり接種を中断していた方は、残りの回数を行う。(2回目と3回目の標準的な接種間隔は、現行どおり。)

※ 本ワクチンの接種後に血管迷走神経反射として失神があらわれることがあるので、失神による転倒等を防止するため、注射後の移動の際には、保護者又は医療従事者が腕を持つなどして付き添うようにし、注射後30分程度、体重を預けられるような場所で座らせるなどしたうえで、なるべく立ち上がらないように指導し、被接種者の状態を観察すること。

※ 「長期療養が必要な疾病などで定期的予防接種の機会を逸した者に対する特例」については、『定期接種実施マニュアル』を参照してください。

## 2 予診の方法

- ① 予診の方法は、問診、検温及び診察（視診、聴診等）とする。
- ② 検温は、接種を受ける者全員に対して医療機関において行う。  
《被接種者が、自宅等で検温している場合でも、医療機関において再度検温する。》
- ③ 予診票や裏面の保護者自署欄に記入もれがないように医療機関において十分確認してください。
- ④ 医師は予診票をチェックし、接種の可否を診断し、保護者に説明する。
- ⑤ 医師記入欄へのサインは医師の自筆で行う。ゴム印等で記名した場合は医師の押印を行う。（接種場所等の記入欄への記入については、ゴム印でよい。）

※ 妊娠中若しくは妊娠している可能性があるか否かを確認する項目が予診票に設けられていますが、13歳以上の者に接種する場合は、医師は予診票に記入された内容だけで判断せず、必ず本人に口頭で記入事実の確認を行うなど入念な予診に心がけること。（本人が事実を話しやすいような環境づくりに努めるとともに、プライバシーに十分配慮することが必要です。）

なお、予診の結果、妊娠中若しくは妊娠している可能性がある場合は、原則接種しないこととする。（予防接種の有益性が危険性を上回ると判断した場合のみ接種を行うこと。）

※ 接種時は、保護者同伴が原則ですが、13歳以上の者に接種する際は、予診票（保護者自署欄及び保護者記入欄）により、あらかじめ保護者の同意が確認できた者は、保護者の同伴を要しません。

なお、接種対象者のうち、予防接種法第9条第2項の規定により16歳以上の者については、保護者の同伴は必要ありません。なお、予診票上段の「保護者名前」欄には記入の必要はなく、予診票下段の「保護者記入欄」（自署欄）には、本人が自署してください。

### 保護者が同伴する場合



受診時に医療機関において『ヒトパピローマウイルス感染症について』（説明書）を保護者に渡し、読んでもらい予診票の表面の保護者記入欄に必要事項を記入してもらおう。

### 保護者が同伴しない場合



『ヒトパピローマウイルス感染症について』（説明書）と『予診票』をあらかじめ保護者に渡し、読んでもらい予診票の表面の保護者記入欄と裏面の保護者自署欄に必要事項を記入してもらったうえで、対象者に持参させるよう説明する。

### 3 接種不適合者及び接種要注意者等

(1) 接種不適合者(接種を受けることができない者)

**次の各号に掲げる者は、予防接種を受けることができない。**

- ① 明らかな発熱を呈している者(37度5分以上)
- ② 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
- ③ 当該疾病にかかる予防接種の接種液の成分によって過敏症を呈したことがある者
- ④ その他、予防接種を行うことが不適合な状態にある者

(2) 妊婦又は妊娠している可能性のある者

**妊娠中若しくは妊娠している可能性がある場合は、原則接種しないこととする。(予防接種の有益性が危険性を上回ると医師が判断した場合のみ接種を行うこと。)**

(3) 接種要注意者(接種の判断を行うに際し、注意を要する者)

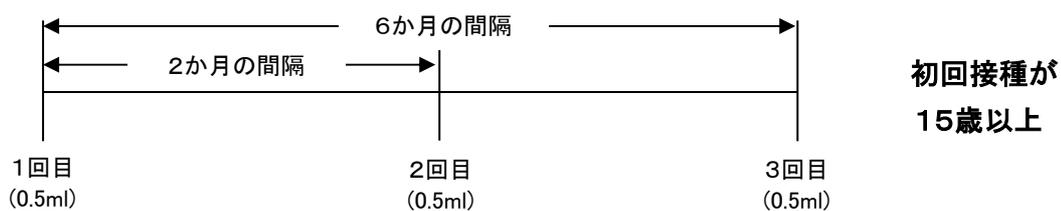
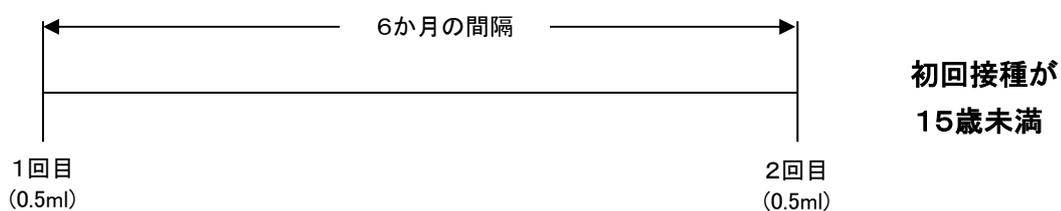
**次の各号に掲げる者については、健康状態及び体質を勘案し、注意して接種しなければならない。**

- ① 血小板減少症や凝固障害を有する者(本ワクチンの接種後に出血があらわれるおそれがある。)
- ② 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患及び発育障害等の基礎疾患を有する者
- ③ 予防接種後2日以内に発熱のみられた者
- ④ 過去にけいれんの既往のある者
- ⑤ 過去に免疫不全の診断がされている者及び近親者に先天性免疫不全症の者がいる者

#### 4 接種方法

接種1回につき0.5mlを筋肉内接種

##### 【基本的な接種パターン】



#### 5 その他

HPV(ヒトパピローマウイルス)の定期接種について、厚生労働省が最新の知見や審議会での議論を踏まえ、リーフレットを作成し、厚生労働省のホームページに掲載しています。ご活用ください。

「厚生労働省ホームページ ヒトパピローマウイルス感染症(HPVワクチン)」

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou28/index.html>

※凡例 \_\_\_\_\_下線部 : 前年度との主な変更点